

東京医療保健大学 外部評価委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学（以下「本学」という。）に、教育研究活動等にかかる点検・評価活動の客観性・妥当性を確保するために学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させるなど、本学における教育研究活動等の改善充実及び管理運営に資することを目的とする外部評価委員会を置く。

(任務)

第2条 外部評価委員会においては、内部質保証の観点から、本学における教育研究活動等の課題（教育研究組織・教育研究活動・学生支援・社会貢献及び社会連携に関する活動等）について、社会的側面から検討願うこととし、外部から評価・提言を頂くことにより所要の改善充実を図り、もって教育研究活動等の質向上を図るため、次の各号に掲げる事項を検証する。

- (1) 自己点検・評価活動の評価に関する事項
- (2) 本学の教育研究活動のうち大学が評価を依頼した事項
- (3) その他外部評価委員会が必要と判断した事項

(構成)

第3条 外部評価委員会は、医療系分野等の学外有識者若干名をもって構成し、委員は大学経営会議の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員会には、理事長、学長、副理事長、副学長、事務局長がオブザーバーとして出席する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、評価を行う際に知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、企画部が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月14日から施行する。